

株式の分割に関する取締役会決議公告

株主各位

平成15年11月24日
東京都品川区二葉二丁目9番15号



EDGE
エッジ株式会社

代表取締役 堀江貴文

平成15年11月19日開催の当社取締役会において、株式の分割に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

記

1. 平成16年2月20日(金曜日)付をもって、次のとおり普通株式1株を100株に分割する。

- (1)分割により増加する株式数
(2)分割の方法

普通株式とし、平成15年12月31日(水曜日)最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数とする。

平成15年12月31日(水曜日)(但し、当日は名義書換代理人の休業日につき、実質上は12月30日(火曜日))最終の株主名簿および実質株主名簿に記載又は記録された株主ならびに端株原簿に記載又は記録された端株主の所有株式数を、1株につき100株の割合をもって分割する。ただし、分割の結果生ずる1株未満の端数のうち100分の1の整数倍に相当するものを端株として端株原簿に記載又は記録する。

2. 配当起算日
3. 当社が発行する株式の総数の増加

平成15年10月1日(水曜日)

平成16年2月20日(金曜日)付をもって当社定款を変更し、発行する株式の総数を155,235,960株増加して156,804,000株とする。

4. その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以上

お知らせならびにご注意

1. (1)株主名簿に記載又は記録された株主各位には、株式の分割により増加した株式数に相当する株券を追加発行いたします。ただし、1株の100分の1の整数倍に相当する端株については、端株原簿に記載又は記録いたします。
(2)実質株主名簿に記載又は記録された株主各位には、平成16年2月20日付にて株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿およびご預託の証券会社等の顧客口座簿に記載又は記録されることとなります。
(3)株式の分割後の株券およびご所有株式に関するご案内は、平成16年2月20日にお届出ご住所にお送り申し上げます。
(4)端株原簿に記載又は記録された端株は、平成16年2月20日より買取請求を行うことができます。
2. 名義書換未済の株券をお持ちの方は、すみやかに名義書換または証券会社等で株券保管振替制度ご利用のお手続きをお済ませ下さい。なお、住所変更、改印等の届出未済の方は、至急手続きをお済ませ下さい。
- 名義書換代理人 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
事務取扱所 UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 (03) 5683-5111 (代表)
- 同 取 次 所 UFJ信託銀行株式会社 全国各支店